

4月12日は

投票時間は
午前7時～午後8時



埼玉県議会議員一般選挙の 投票日です！

問／選挙管理委員会事務局 ☎463-2444
☎483-4758(4月13日(月)まで)

朝霞市で投票できる方

この選挙で投票できる方は、平成7年4月13日までに生まれた方で、平成27年1月2日までに朝霞市に転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。

ただし、公民権停止中の方は投票できません。

市内で転居された方

平成27年3月14日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください(郵送する投票所入場券に記載してある投票所です)。

県内へ転出された方

朝霞市の選挙人名簿に登録されている方で、平成27年1月3日以降に埼玉県内のほかの市区町村に転出(1回に限る)した方は、朝霞市で投票することができません。なお、投票する際は、転出先の市区町村長発行の引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要ですので、あらかじめご用意ください。

県内から転入された方

埼玉県内のほかの市区町村

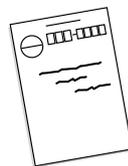
の選挙人名簿に登録されている方で、平成27年1月3日以降に朝霞市に転入届をして、引き続き投票日まで居住している方は、前住所の市区町村の投票所で投票することができます。投票する際は、現在も引き続き県内(朝霞市)に住所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要になりますので、あらかじめご用意ください。

投票所入場券を郵送します

入場券は、世帯ごとに圧着はがきで郵送します。はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次の点にご注意ください。

- ① はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。
 - ② はがきが湿っているときは、開封する前に十分に乾かしてから、丁寧にはがしてくだい。
 - ③ 投票するときは、あらかじめ入場券を切り離し、各自投票所にお持ちください。
 - ④ 万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。
- ※ 今回の選挙から、投票所を一部変更している地域があり

ます。入場券に記載している投票所を確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。※ 入場券は、告示日(4月3日(金))前後に発送します。宛先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願いします。住所移転などで届かない場合や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。



開票は即日開票です

日時／4月12日(日) 午後9時～

会場／総合体育館

参観人／定員100人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

選挙人名簿の縦覧 ができます

縦覧日時／4月3日(金) 午前

8時30分～午後5時

縦覧場所／選挙管理委員会事務局(市役所別館4階45番窓口)

選挙公報を配布します

候補者の政見などを掲載した選挙公報を各家庭に配布し

選挙に関するホームページをご利用ください

市ホームページ

パソコン <http://www.city.asaka.lg.jp/>

モバイル <http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/>

埼玉県ホームページ

パソコン <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/e1701/index.html>

総務省ホームページ

パソコン http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html



選挙の詳細はこちら！
<http://www.city.asaka.lg.jp/>

点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所係員にお申し出ください。

ます。そのほか、市内の各公民施設や駅などにも備え置きます。

期日前投票・不在者投票をご利用ください

投票日当日に次の理由等で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ① 仕事や学校などで投票所に行けないとき
- ② 旅行やレジャーなどで投票所に行けないとき

期日前投票をする場合

期日前投票場所、期間および時間は別表1のとおりです。

- ③ 病气やケガなどで歩くことが困難なとき
- 区外に出かけるとき

不在者投票をする場合

※期日前投票所では宣誓書（兼請求書）に記入していただきますが、事前に市ホームページから印刷し、必要事項を記入した宣誓書をお持ちいただくこともできます。

朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

他市区町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。

なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

※告示日（4月3日金）前でも請求できます。

指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に在所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設長または選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、朝霞台中央総合病院、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味

病院、ケアライフ朝霞、つつじの郷、グリーンビレッジ朝霞台、ハレルヤ、花木木の里、コンフォルト朝霞の11か所です。

郵便等による不在者投票を行う方法

規定以上の障害（別表2・3参照）のある方もしくは「要介護5」の介護保険の被保険者証をお持ちの方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

※郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けておく必要があります。

なお、手続き等の詳細についてはお問い合わせください。

請求期限／4月8日（水）午後5時

公民館臨時休館のお知らせ

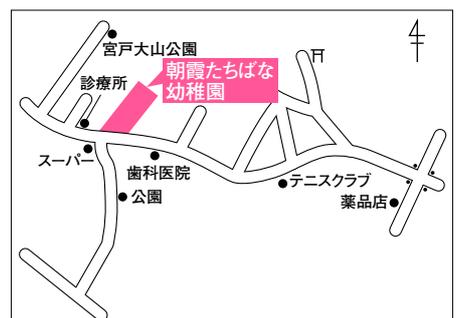
埼玉県議会議員一般選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	4月11日(土)	4月12日(日)
内間木公民館	臨時休館	通常の休館
東朝霞公民館		臨時休館
西朝霞公民館		

宮戸地区に投票所を増設します！

今回の選挙から下記の投票所を増設しますので、該当地域の皆さんはお間違いないようにお願いします。

投票区・投票所	投票区域
第23投票区 朝霞たちばな幼稚園	①宮戸2丁目（2番～11番、12番1号～25号、12番48号～93号、13番13号～38号、14番11号～20号） ②宮戸3丁目（3番18号～85号、4番～20番）



別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	期間	時間
朝霞市役所（別館5階502会議室） ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	4月4日(土) 11日(土) ※土・日曜日 も投票できます。	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所（西弁財1-9-26） ※駐車台数が少ないため、車での来場は ご遠慮ください。		午前9時30分～午後7時30分 ※市役所とは時間が異なります。

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証保持者	要介護5	

別表3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症